

令和6年6月吉日  
山梨県民信用組合

お客様各位

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、政府方針に基づき、現在官民一体となって取組んでおります、手形・小切手の全面的な電子化に向け、下記の業務を中止することとしましたので、お知らせします。

記

### 1. 当座預金の新規口座開設の中止

令和6年7月1日（月）より

※既に当座預金をご利用のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

### 2. 令和9年（2027年）4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付 中止

令和6年7月1日（月）より

※令和9年（2027年）4月以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）の期日管理を行う代金取立は中止させていただきます。

※該当する手形・小切手をお持ちで、代金取立を希望されるお客様は、令和6年6月28日（金）までにお取引店でお手続きをお願いします。

※受付中止日以降の期日の手形・小切手は、支払呈示期間中にお取引店で  
ご入金をお願いします。

ご不便をお掛けしますが、「紙」の手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング（IB）をご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

山梨県民信用組合 事務部

TEL 055-220-7841

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15（祝日・12/31～1/3は除きます。）

